

秋田市医師会立秋田看護学校個人情報保護に関する規程

秋田市医師会立秋田看護学校個人情報保護に関する規程の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第3章）

第2章 方針の策定（第4条－第7条）

第3章 個人情報管理責任者（第8条－第10条）

第4章 情報の収集、利用及び適正管理（第11条－第13条）

第5章 保有個人情報の開示請求等（第14条－第16条）

第6章 補則（第17条－第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、秋田市医師会立秋田看護学校（以下「学校」という。）の業務遂行上取り扱う学生、講師、教職員等（以下「関係者」という。）に係る個人情報を、適切に取り扱うため必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、学校の関係者に対して適用するとともに、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合における委託先及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に基づく派遣労働者に対しても適用するものとする。

（用語の定義）

第3条 この規程において「個人情報」とは、関係者の個人を識別することができる情報の全てをいう。

2 この規程において「学生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 現に学校で教育を受けている者

(2) 学校で教育を受けようとする者

(3) 過去に学校で教育を受けた者及び受けようとした者

3 この規程において「講師」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 現に学校で講義をしている者

(2) 過去に学校で講義をしたことのある者

4 この規程において「教職員」とは、秋田市医師会立秋田看護学校学則第24条第1項に規定する教職員をいう。

5 この規程において「開示」とは、関係者が当該関係者に係る学校の保有する本人に関する情報（以下「保有個人情報」という。）を自ら確認するため、当該関係者本人からの請求に応じて当該保有個人情報の内容を書面等で示すことをいう。

6 この規程において「本人」とは、一定の情報により識別される特定の個人をいう。

第2章 個人情報保護方針の策定

(方針の策定)

第4条 学校長は、個人情報の保護及び管理に対する姿勢を示し、関係者に周知させるとともに、一般に公開するために個人情報保護方針（以下「方針」という。）を策定しなければならない。

2 方針に含むべき基本事項は、次の内容とする。

(1) 個人情報の収集、利用及び提供に関する事項

(2) 保有個人情報の開示又は訂正、追加若しくは削除（以下「訂正等」という。）及び利用停止又は消去（以下「利用停止等」という。）に関する事項

(3) 個人情報への不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失等の防止に関する事項

(4) 個人情報に関する法令及び遵守すべきその他の規範に関する事項

(5) 個人情報の保護及び管理に係る措置の継続的改善に関する事項

(方針の周知)

第5条 学校長は、方針を教職員に周知し、理解させなければならない。

(方針の公開)

第6条 方針の学生及び一般への公開は、掲示板、お知らせ、ホームページ等によるものとする。

(方針の見直し)

第7条 学校長は、必要に応じて方針を見直さなければならない。

第3章 個人情報管理責任者

(個人情報管理責任者の選任)

第8条 学校長は、個人情報の保護及び管理を適切に実施するために、個人情報保護管理体制を定め、個人情報管理責任者を選任するとともに、役割、責任及び権限を明確にしなければならない。

(苦情及び相談)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談窓口を設置し、苦情等の適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

(教育及び訓練の実施)

第10条 個人情報管理責任者は、教職員に対し教育資料に基づき、継続的かつ定期的に教育及び訓練を行わなければならない。

第4章 情報の収集、利用及び適正管理

(情報の収集)

第11条 個人情報の収集は、学校が行う業務の範囲内で利用目的（別表）を明確に定め、その目的達成に必要な限度においてのみ行うことを原則とする。

2 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段で行わなければならない。

(情報の利用)

第12条 個人情報の利用及び提供は、関係者本人が同意を与えた利用目的の範囲内で行うものとする。

2 生命、身体、財産の保護のため必要な場合において、関係者本人の同意を得ることが困難であるときその他法令の定めによるときは、関係者本人の同意なく利用及び提供することができる。

3 関係者本人が同意を与えた利用目的の範囲外での利用及び提供は、前項の規定による場合を除き、事前に同意確認を確実に実施しなければならない。

(情報の適正管理)

第13条 保有個人情報は、利用目的に応じて必要な範囲において正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2 保有個人情報に関する不正アクセス、改ざん、破壊及び漏洩並びに個人情報の紛失等のおそれに対して、合理的な安全対策が講じられなければならない。

3 学校が業務を委託するために個人情報を外部へ預託する場合、個人情報保護が損なわれることのないよう、適切な措置がとられなければならない。

第5章 保有個人情報の開示請求等

(開示又は訂正等若しくは利用停止等の請求)

第14条 関係者本人が保有個人情報の開示又は訂正等を請求しようとするときは、保有個人情報開示等請求書(様式第1号)を学校長に提出しなければならない。当該保有個人情報の利用停止等を求めるときも、同様とする。

(開示等に係る標準的な処理期間)

第15条 前条の規定により関係者本人から保有個人情報について開示を求められ、又は訂正等若しくは利用停止等を求められた場合は、14日以内に対応するよう努めなければならない。

(訂正等の通知)

第16条 開示の結果、誤った情報があり、訂正等又は利用停止等を求められた場合は、前条の規定に準じて対応するものとし、訂正等又は利用停止等を行った場合は、当該関係者に対し保有個人情報訂正等通知書(様式第2号)によりその内容を通知しなければならない。

第6章 補則

(内部監査)

第17条 学校長は、監査体制を整備して個人情報保護の運用について監査するとともに、常に関係法令等の遵守に努めなければならない。

(規程の改正等)

第18条 社会情勢、関係者本人の意識の変化、施行状況、監査の結果等を考慮し、必要に応じてこの規程の改正等を行うものとする。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第11条関係）

保有個人情報及び利用目的

保有個人情報	収集の種類	利 用 目 的
学生等情報	入学願書等	成績表の管理、各種証明書が発行業務、保証人の氏名・住所の管理、実習記録の管理及び出席状況の管理
講師情報	履歴書等	履歴の管理、領収書及び支払調書の発行、試験問題の作成依頼及び行政庁への提出書類の作成
教職員等情報	履歴書等	労務管理業務、緊急連絡網の作成、各種申請・届出書類の管理及び退職者等の履歴の管理

様式第1号（第14条関係）

保有個人情報開示等請求書

年 月 日

秋田市医師会立秋田看護学校
学校長 様

請求者（本人 代理人）

氏 名 ④

住 所 〒

連絡先

※請求者が代理人の場合

本人氏名

代理人連絡先

秋田市医師会立秋田看護学校個人情報の保護に関する規程第14条の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示等を請求します。

個人情報記録の 件名又は内容	
請求の内容	<input type="checkbox"/> 開示（開示方法： <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 書面） <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> その他（ ）
本人であることを 証明する書類	
備 考	

〔裏面へ〕

〔記入方法〕

- 1 該当する□欄に✓を記入すること。
- 2 「請求の内容」欄の開示方法について、閲覧又は書面以外の方法を希望するときは、「その他」に✓を記入し、その方法を記入すること。
- 3 請求者は、請求書の提出時点において身分を証明するもの又は本人であることを確認できるものを「本人であることを証明する書類」欄に記入し、窓口で提示すること。
- 4 代理人による請求の場合は、「本人氏名」欄にも記入し、代理権を付与されていることを証明する書面を添付すること。

収 受 印

〔決裁欄〕

学 校 長	副 学 校 長	副 学 校 長	事 務 長	教 務 主 任	実 習 調 整 者	開 示 担 当	確 認 者

※ 開示予定日時： 年 月 日 午前・後 時 分
 上記連絡日： 年 月 日

保有個人情報訂正等通知書

年 月 日

請求者

様

秋田市医師会立秋田看護学校

学 校 長

年 月 日付けで提出のあった保有個人情報に係る訂正（追加、削除、利用停止、消去）の請求については、下記のとおり訂正（追加、削除、利用停止、消去）を行うこととしたので、通知します。

記

- 1 訂正等を行った後の表記
- 2 訂正等の行う前の表記
- 3 訂正等を認めた理由